

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>○旭川市旅館業法施行条例<br/>平成12年3月31日条例第41号</p>   | <p>○旭川市旅館業法施行条例<br/>平成12年3月31日条例第41号</p>  |
| <p>改正<br/>平成13年7月6日条例第47号<br/>平成15年3月27日条例第22号<br/>平成24年12月26日条例第59号<br/>平成30年2月23日条例第7号<br/>平成30年6月29日条例第58号<br/>令和元年9月13日条例第59号<br/>令和2年9月15日条例第45号<br/><u>令和5年9月15日条例第47号</u></p>   | <p>改正<br/>平成13年7月6日条例第47号<br/>平成15年3月27日条例第22号<br/>平成24年12月26日条例第59号<br/>平成30年2月23日条例第7号<br/>平成30年6月29日条例第58号<br/>令和元年9月13日条例第59号<br/>令和2年9月15日条例第45号</p>   |
| <p>旭川市旅館業法施行条例<br/>第1条～第2条の5 (省略)</p>  | <p>旭川市旅館業法施行条例<br/>第1条～第2条の5 (省略)</p>   |
| <p>(法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設)</p>   | <p>(法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設)</p>  |
| <p>第2条の6 法第3条第3項第3号 (<u>法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。<br/>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館<br/>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設<br/>(3) その他多数の生徒、児童及び幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの</p> | <p>第2条の6 法第3条第3項第3号 (<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。<br/>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館<br/>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設<br/>(3) その他多数の生徒、児童及び幼児の利用に供される施設であって市長が指定するもの</p> |
| <p>2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。</p>   | <p>2 市長は、前項第3号の施設を指定するときは、その旨を告示しなければならない。</p>  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(法第3条第4項の条例で定める者)</p> <p>第2条の7 法第3条第4項 (<u>法第3条の2第2項, 第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 国, 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人, 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の設置する施設 当該施設の長</p> <p>(2) 地方公共団体の設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地の市長若しくは町長又は教育委員会</p> <p><u>(譲渡の場合の地位の承継の承認の申請)</u></p> | <p>(法第3条第4項の条例で定める者)</p> <p>第2条の7 法第3条第4項 (<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 国, 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人, 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人の設置する施設 当該施設の長</p> <p>(2) 地方公共団体の設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</p> <p>(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地の市長若しくは町長又は教育委員会</p> |
| <p><u>第2条の8 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</u></p>   |  |
| <p>(法人の合併又は分割の場合の地位の承継の承認の申請)</p> <p>第3条 <u>法第3条の3</u>第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p>   | <p>(法人の合併又は分割の場合の地位の承継の承認の申請)</p> <p>第3条 <u>法第3条の2</u>第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p>   |
| <p>(相続の場合の地位の承継の承認の申請)</p>   | <p>(相続の場合の地位の承継の承認の申請)</p>   |
| <p>第4条 <u>法第3条の4</u>第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(申請書の記載事項の変更等の届出)</p>  | <p>第4条 <u>法第3条の3</u>第1項の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(申請書の記載事項の変更等の届出)</p>  |
| <p>第5条 法第3条第1項の許可又は<u>法第3条の2第1項, 法第3条の3第1項若しくは法第3条の4第1項</u>の承認を受けた者は、第2条第1項, <u>第2条の8, 第3条若しくは第4条</u>の申請書に記載した事項の変更をしたとき、又は営業の全部若しくは一部の停止をし、若しくは廃止をしたときは、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>  | <p>第5条 法第3条第1項の許可又は<u>法第3条の2第1項若しくは法第3条の3第1項</u>の承認を受けた者は、第2条第1項, <u>第3条若しくは第4条</u>の申請書に記載した事項の変更をしたとき、又は営業の全部若しくは一部の停止をし、若しくは廃止をしたときは、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 2 前項の届出書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。                            | 2 前項の届出書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。                            |
| 第5条の2 (省略)  | 第5条の2 (省略)  |
| (法第5条第4号の条例で定める事由)  | (法第5条第3号の条例で定める事由)  |
| 第5条の3 法第5条第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。                               | 第5条の3 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。                               |
| (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 | (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 |
| (2) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が著しく不潔であるため、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。     | (2) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が著しく不潔であるため、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。     |
| (手数料)   | (手数料)   |
| 第6条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。                | 第6条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。                |
| (1) 旅館・ホテル営業の許可を受けようとする者 1件につき 21,700円                          | (1) 旅館・ホテル営業の許可を受けようとする者 1件につき 21,700円                          |
| (2) 簡易宿所営業の許可を受けようとする者 1件につき 18,500円                            | (2) 簡易宿所営業の許可を受けようとする者 1件につき 18,500円                            |
| (3) 下宿営業の許可を受けようとする者 1件につき 18,500円                              | (3) 下宿営業の許可を受けようとする者 1件につき 18,500円                              |
| (4) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認を受けようとする者 1件につき 7,070円                    | (4) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認を受けようとする者 1件につき 7,070円                    |
| 2 既納の手数料は、還付しない。  | 2 既納の手数料は、還付しない。  |
| (委任)  | (委任)  |
| 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。                                  | 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。                                  |
| 附 則   | 附 則   |
| (施行期日)  | (施行期日)  |
| 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  | 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  |
| (経過措置)  | (経過措置)  |
| 2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力                              | 2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力                              |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成13年7月6日条例第47号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月27日条例第22号）<br/>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月26日条例第59号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年2月23日条例第7号）<br/>この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月29日条例第58号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年9月13日条例第59号）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<br/>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の旭川市旅館業法施行条例の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年9月15日条例第45号）<br/>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和5年9月15日条例第47号）</u><br/><u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> | <p>を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成13年7月6日条例第47号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月27日条例第22号）<br/>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月26日条例第59号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年2月23日条例第7号）<br/>この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月29日条例第58号）<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年9月13日条例第59号）<br/>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<br/>（経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の旭川市旅館業法施行条例の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年9月15日条例第45号）<br/>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> |